

昭和二十九年厚生省令第二十六号

あへん法施行規則

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十五条第二項第五号、第十九条第二項、第二十一条第一項、第三十二条第三項及び第五十条の規定に基づき、あへん法施行規則を次のように定める。

（輸入及び輸出の許可申請書）

第一条 あへん法（以下「法」という。）第六条第二項に規定するけしがらの輸入又は輸出の許可を受けようとする者が、同条第三項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第一号様式とする。

- 一 けし栽培者にあつては栽培許可証、麻薬製造業者にあつては免許証（麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第四条に規定する免許証をいう。以下同じ。）の番号及び許可又は免許の年月日
- 二 けし栽培者にあつてはその種別、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者にあつてはその旨
- 三 輸入又は輸出しようとするけしがらの数量
- 四 輸入又は輸出の相手方の氏名若しくは名称及び住所
- 五 輸入又は輸出の期間
- 六 輸送の方法
- 七 輸入港名又は輸出港名

（あへんの廃棄の許可申請書）

第二条 法第十条第一項に規定するあへんの廃棄の許可を受けようとする者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第二号様式とする。

- 一 けし栽培者にあつては栽培許可証、麻薬製造業者にあつては免許証の番号及び許可又は免許の年月日
- 二 けし栽培者にあつてはその種別、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者にあつてはその旨
- 三 廃棄しようとするあへんの数量及び保管の場所
- 四 廃棄の方法
- 五 廃棄の事由

（栽培の許可申請）

第三条 法第十二条第一項に規定するけしの栽培の許可を受けようとする者が、同条第三項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第三号様式とする。

- 一 許可を受けようとするけし栽培者の種別
- 二 栽培地の所在地及び栽培面積
- 三 あへんの乾燥場の位置、面積及び構造の概要
- 四 あへんの保管場の位置、面積及び構造の概要
- 五 甲種研究栽培者になるようとする者にあつては、研究の内容及び経歴

2 法第十二条第二項に規定するけしの栽培の許可を受けようとする者が、同条第三項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第四号様式とする。

- 一 栽培地の所在地及び栽培面積
- 二 研究の内容及び経歴

3 前二項の申請書には、法第十三条、第十四条第一号、第三号及び第七号に該当しないことを証する書面並びに第一項第二号及び前項第一号の所在地を示す略図及び第一項第三号及び第四号の位置を示す略図を添付しなければならない。

（法第十四条第一号の厚生労働省令で定める者）

第三条之二 法第十四条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法の規定に基づき適正にけしの栽培の業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第三条之三 地方厚生局長は、けしの栽培の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（栽培許可証）

第四条 法第十五条第二項第五号の規定により、栽培許可証に記載する事項は、左のとおりとする。

- 一 栽培許可証の番号
- 二 けし栽培者の種別

2 栽培許可証の様式は、第五号様式による。

（許可の変更の申請）

第五条 法第十八条第一項の規定により法第十二条第一項又は第二項の許可の変更を受けようとする者が、法第十八条第二項の規定において準用する法第十二条第三項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、左のとおりとし、その様式は、第六号様式とする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 変更しようとする事項
- 四 変更の事由

2 前項の申請書には、前項第三号の変更を示す略図を添付しなければならない。

（事故防止の措置）

第六条 法第十九条第二項の規定により、けし栽培者が事故を防止するためにとるべき措置は、左のとおりとする。

- 一 けしの結実後、これを刈り取るまでの期間、盗難又はき損の防止のため監視すること。
- 二 刈り取つたけしがらのうち、果実の部分をかぎをかけた設備内に保管し、その他の部分を散乱しないように集積すること。

（事故の届出書）

第七条 法第二十条（法第三十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による事故の届出は、左に掲げる事項を記載した届出書（第七号様式）によるものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 事故発生の場所

- 四 事故の内容及び発生の状況
- 五 事故発生の年月日
- 六 事故があつたあへん又はけしがらの数量

2 前項の届出書には、前項第三号の場所を示す略図を添附しなければならない。
(けしがらの譲渡及び廃棄の届出)

第八条 法第二十一条第一項の規定により、けしがらの譲渡又は譲受につき届け出なければならない事項は、左のとおりとし、第八号様式の届出書によつて行うものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 譲り渡し、又は譲り受けたけしがらの数量及びその年月日
- 四 譲渡又は譲受の相手方の氏名若しくは名称及び住所
- 五 譲渡又は譲受の相手方の栽培許可証又は免許証の番号、許可又は免許の年月日及びけし栽培者の種別、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者の別

2 法第二十一条第二項の規定により、けしがらの廃棄につき届け出なければならない事項は、左のとおりとし、第九号様式の届出書によつて行うものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 廃棄しようとするけしがらの数量
- 四 廃棄の日時及び場所
- 五 廃棄の方法

3 前二項の規定は、法第二十八条第四項若しくは第五項、第三十八条又は第四十一条第四項若しくは第五項の規定において準用する法第二十一条第一項又は第二項の規定によつて届け出る場合に準用する。

(変更の届出書)

第九条 法第二十二条第一項の規定による法第十五条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項の変更の届出は、左に掲げる事項を記載した届出書（第十号様式）によるものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 変更のあつた事項
- 四 変更の事由及びその年月日

(再交付の申請書)

第十条 法第二十三条第一項の規定による栽培許可証の再交付の申請は、左に掲げる事項を記載した申請書（第十一号様式）によるものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 申請の事由及びその年月日

(許可の失効の届出書)

第十一条 法第二十四条第一項の規定による許可の失効の届出は、左に掲げる事項を記載した届出書（第十二号様式）によるものとする。

- 一 届出義務者と死亡し、又は解散したけし栽培者との関係
- 二 死亡し、又は解散したけし栽培者の氏名若しくは名称及び住所
- 三 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 四 けし栽培者の種別
- 五 許可の失効の事由及びその年月日

(廃止の届出書)

第十二条 法第二十五条の規定によるけしの栽培又は研究の廃止の届出は、左に掲げる事項を記載した届出書（第十三号様式）によるものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 廃止の事由及びその年月日

(栽培許可証の返納)

第十三条 法第二十三条第三項又は法第二十七条の規定により栽培許可証を返納しようとするときは、左に掲げる事項を記載した書面（第十四号様式）を、その栽培許可証に添附しなければならない。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 栽培許可証返納の事由及びその年月日

(許可が失効した場合等の届出書)

第十四条 法第二十八条第一項の規定による届出は、左に掲げる事項を記載した届出書（第十五号様式）によるものとする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 けし栽培者の種別
- 三 あへん又はけしがらの数量

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の規定により届け出る場合に準用する。

(納付方法)

第十五条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、国にあへんを納付するときは、あへんを乾そうして粉末にし、密封することができるかんに入れ、且つ、これにけし耕作者又は甲種研究栽培者の住所、氏名、栽培許可証の番号及びあへんの数量を表示してしなければならない。

(納付書)

第十六条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、あへんを納付するときは、左に掲げる事項を記載した納付書（第十六号様式）を提出しなければならない。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日

- 二 けし栽培者の種別
- 三 あへんの数量
(あへんの鑑定方法)

第十七条 法第三十二条第三項に規定するあへんのモルヒネ含有量の鑑定方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四十一条第一項に規定する日本薬局方に定めるあへん末の定量法による。

(災害補償金の交付の申請書)

第十七条之二 法第三十三条第一項に規定する補償金の交付を受けようとするけし耕作者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第十六号様式の二とする。

- 一 栽培許可証の番号及び許可の年月日
- 二 災害の種類並びに災害発生の日時及び場所
- 三 災害にかかった栽培地の面積

(売渡の申請書)

第十八条 法第三十四条第一項に規定するあへんの売渡しを受けようとする麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者が、同条第二項の規定によつて提出する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとし、その様式は、第十七号様式とする。

- 一 麻薬製造業者にあつては免許証の番号及び免許の年月日
- 二 麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者の別
- 三 あへんの数量
- 四 あへんの使用目的

(麻薬製造業者の届出)

第十九条 法第四十条第一項の規定による届出は、第十八号様式によつて行うものとする。

(収去証)

第二十条 あへん監視員は、法第四十四条第一項又は第二項の規定によりあへん、けしがら又はこれらの疑のある物を収去しようとするときは、収去証（第十九号様式）を交付しなければならない。

(身分を示す証票)

第二十一条 法第四十四条第四項の規定によりあへん監視員が携帯すべき身分を示す証票は、第二十号様式による。

(手数料の納付)

第二十二条 法第四十六条に規定する手数料は、その額に相当する収入印紙を申請書にはることににより納付しなければならない。

(権限の委任)

第二十三条 法第五十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十四号、第十五号（第十四号に掲げる権限を厚生労働大臣が自ら行つた場合に限る。）及び第十六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六条第二項及び第三項に規定する権限
 - 二 法第十条に規定する権限
 - 三 法第十二条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
 - 四 法第十五条第一項に規定する権限
 - 五 法第十八条第一項及び第四項（法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限
 - 六 法第二十条（法第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する権限（麻薬製造業者に係るものを除く。）
 - 七 法第二十一条第一項に規定する権限（法第二十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
 - 八 法第二十二条第一項に規定する権限
 - 九 法第二十三条第一項及び第三項に規定する権限
 - 十 法第二十四条第一項に規定する権限
 - 十一 法第二十五条第一項に規定する権限
 - 十二 法第二十七条に規定する権限
 - 十三 法第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限
 - 十四 法第四十二条に規定する権限
 - 十五 法第四十三条第一項に規定する権限
 - 十六 法第四十四条第一項及び第六項に規定する権限（麻薬製造業者に係るものを除く。）
- 2 法第五十条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月二七日厚生省令第一〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 製薬用阿片売下に関する件（大正六年内務省令第六号）及び罂粟罹災補償金交付規則（昭和十七年厚生省令第四十七号）は、廃止する。

附 則（昭和三六年二月一日厚生省令第一号） 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、法の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。

附 則（昭和三四年七月一日厚生省令第一七号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定並びに第十条中採血及び供血あつせん業取締法施行規則の様式を改める改正規定は、昭和三十四年九月一日から、第九条中歯科技工士養成所指定規則第五条の改正規定は、昭和三十五年一月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二四日厚生省令第一四号）

- 1 この省令は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令の施行前にしたけし栽培の許可、けし栽培の許可の変更又は栽培許可証の再交付の申請に係る手数料の納付方法については、なお従前の例による。

附 則（平成四年五月一三日厚生省令第三〇号）

- 1 この省令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年三月一四日厚生省令第九号）

この省令は、精神保健法等の一部を改正する法律の施行の日（平成六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六七号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式

けしがら輸入(輸出)許可申請書

栽培許可証又は免許証の番号	第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別 又は麻薬製造業者 若しくは麻薬研究 施設の設置者の別			
輸入(輸出)しよう とするけしがらの 数 量			
相手方の氏名又は 名称及び住所			
輸入(輸出)の期間			
輸 送 の 方 法			
輸入(輸出)港名			
参 考 事 項			
<p>上記のとおり、けしがらを輸入(輸出)したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第2号様式

あへん廃棄許可申請書

栽培許可証又は 免許証の番号	第 号	許可又は免許 の年月日	年 月 日
けし栽培者の種 別又は麻薬製造 業者若しくは麻 薬研究施設の設 置者の別			
廃棄しようとするあへんの数量			
保管の場所			
廃棄の方法			
廃棄の事由			
<p>上記のとおり、あへんを廃棄したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第3号様式

収 入 紙

けし栽培許可申請書(けし耕作者・甲種研究栽培者)

栽 培 地									
栽培 地の 番号	都 府	道 県	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	面 積 (アール)	備 考
栽 培 地 の 数			箇 所		栽培面積合計				
乾そう場	位 置								
	面積及び構造の概要								
保 管 場	位 置								
	面積及び構造の概要								
研究の内容及び経歴									
<p>上記のとおり、許可を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>									

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 研究の内容及び経歴の欄には、甲種研究栽培者の許可を受けようとする者のみ記載することとし、その記載事項のすべてを記載できないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第4号様式

収 入 印 紙

けし栽培許可申請書(乙種研究栽培者)

栽 培 地								
栽培地の 番号	都 府 道 県	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	面 積 (アール)	備 考
栽 培 地 の 数		箇 所		栽 培 面 積 合 計				
研究の内容及び経歴								
<p>上記のとおり、許可を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>								

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 研究の内容及び経歴の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第5号様式

第5号様式

表 面	裏 面								
第 号 けし栽培許可証 住 所 氏 名 年 月 日生 あへん法第12条第1項(第2項)の規定により、けしの栽培の許可を受けた (けし耕作者 甲種研究栽培者 乙種研究栽培者) であることを証明する。 年 月 日 地方厚生(支)局長 印 年 月 日から 有効期間 年 月 日まで	許 可 事 項								
栽 培 地									
栽培地の番号	都道府県	都市	町村	大字	字	地番	面積 (アール)	備考	
栽培地の数			箇所			栽培面積合計			
乾そう場	位 置								
	面積及び構造の概要								
保管場	位 置								
	面積及び構造の概要								

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第6号様式

収入
印紙

けし栽培許可変更申請書

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日					
けし栽培者の種別								
変更しようとする事項								
変更前	栽培地							
	栽培地の番号	都道府県	郡市	町村	大字	字	地番	面積 (アール)
	栽培地の数	箇所		栽培面積合計				
	乾そう場	位置						
		面積及び構造の概要						
	保管場	位置						
		面積及び構造の概要						
	変更後	栽培地						
栽培地の番号		都道府県	郡市	町村	大字	字	地番	面積 (アール)
栽培地の数		箇所		栽培面積合計				
乾そう場		位置						
		面積及び構造の概要						
保管場		位置						
		面積及び構造の概要						
変更の事由								
<p>上記のとおり、栽培許可を変更したいので栽培許可証を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>								

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 変更しようとする事項の欄には、栽培地、栽培面積、乾そう場又は保管場の別を記載すること。
- 3 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項のみ記載すること。

第7号様式

事 故 届

栽培許可 証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
事故発生の場所			
事故の内容			
事故発生の年月日			
事故があつたあへん又はけしから	品 名	数 量	
事故発生の状況			
<p>上記のとおり、事故が生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第8号様式

けしがら譲渡(譲受)届出書

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日	
けし栽培者の種別				
譲渡(譲受)したけしがらの数量				
譲 渡 (譲 受) 先	栽培許可証又は免許証の番号	第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日
	けし栽培者の種別又は麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者の別			
	住 所			
	氏 名			
	譲渡(譲受)の事由			
<p>上記のとおり、けしがらを譲渡(譲受)したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>				

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第9号様式

けしがら廃棄届

栽培許可証又は 免許証の番号	第 号	許可又は免 許の年月日	年 月 日
けし栽培者の種 別又は麻薬取扱 者の種類			
廃棄しようとする けしがらの数量			
廃棄の日時			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
<p>上記のとおり、けしがらを廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第10号様式

けし栽培許可証記載事項変更届

栽培許可証の番号	第	号	許可の年月日	年	月	日
けし栽培者の種別						
変更のあった事項						
変更前	住	所				
	氏	名				
変更後	住	所				
	氏	名				
変更の事由及びその年月日						
<p>上記のとおり、栽培許可証の記載事項に変更があつたので、けし栽培許可証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項のみ記載すること。

第11号様式

収 入 印 紙

けし栽培許可再交付申請書

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
再交付の事由及び その年月日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>地方厚生（支）局長 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第12号様式

けし栽培許可失効届

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
失効者	住 所		
	氏 名		
許可失効の事由及びその年月日			
<p>上記のとおり、許可が失効したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 届出義務者続柄 氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第13号様式

けし栽培廃止届

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
栽培廃止の事由及びその年月日			
上記のとおり、けしの栽培を廃止したので届け出ます。			
年 月 日			
住所			
氏名			
地方厚生(支)局長 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第14号様式

けし栽培許可証返納届

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
栽培許可証返納の 事由及びその年月 日			
<p>上記のとおり、栽培許可証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第15号様式

あへん及びけしがらの所有数量届

許可又は免許の失効の年月日	年 月 日	許可又は免許の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別又は麻薬取扱者の種類			
栽培許可証又は免許証の番号	第 号		
あへん又はけしがら	品 名	数	量
<p>上記のとおり、所有数量を届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第16号様式

あへん納付書

栽培許可証の番号	第 号	許可の年月日	年 月 日
けし栽培者の種別			
あへんの数量			
上記のとおり、あへんを納付します。			
年 月 日			
住所			
氏名			
厚生労働大臣 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第16号様式の2

けし災害補償金交付申請書

栽培許可証の番号		第 号		許可の年月日	年 月 日	
災害の種類	災害発生の場所	面積 (アール)	災害の日時	被害程度	摘 要	
			月 日 時から 月 日 時まで			
無被害						
計						
災害地略図		別紙のとおり				
<p>上記のとおり、災害が生じたのでけし災害補償金の交付を受けたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 災害地略図の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別紙の略図を添付すること。

第17号様式

あへん売渡申請書

免許証の番号	第 号	免許の年月日	年 月 日
麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者の別			
あへんの数量			
あへんの使用目的			
<p>上記のとおり、あへんの売り渡しを申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 業務所 名 称</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第18号様式

麻薬製造業者あへん・けしがら在庫量報告書

(年 月から 年 月まで)

免許証の番号	第 号	免許の年月日	年 月 日
期初あへんの在庫量			
使用したあへんの数量	製造した麻薬の品名及び数量		
期末あへんの在庫量			
期初けしがらの在庫量			
譲渡、譲受若しくは廃棄し、又は使用したけしがらの数量	譲渡譲受廃棄使用の別	備考 (譲渡若しくは譲受したときは、その相手方の住所及び氏名、廃棄したときはその事由又は使用したときは製造した麻薬の品名及び数量を記載すること。)	
期末けしがらの在庫量			
<p>上記のとおり、在庫量を報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第19号様式

番号		番号	
	収 去 証 (控)		収 去 証
1	被収去者の栽培地又は 業務所所在地	1	被収去者の栽培地又は 業務所所在地
2	被収去者の許可又は 免許の種類	2	被収去者の許可又は 免許の種類
		㊦	
3	被収去者の栽培許可証 又は免許証の番号	3	被収去者の栽培許可証又は 免許証の番号
4	被収去者の氏名 (法人にあつては、名称)	4	被収去者の氏名 (法人にあつては、名称)
5	収 去 品 名	5	収 去 品 名
6	収 去 数 量	6	収 去 数 量
7	収 去 目 的	7	収 去 目 的
8	収 去 日 時	8	収 去 日 時
9	収 去 場 所	9	収 去 場 所
	年 月 日		あへん法第44条第1項(第2項)の規定により試験の ため上記のとおり収去する。
	収去者 官職 氏 名		年 月 日
備考			所属庁
			収去者 官職 氏 名 ㊦

(注意)

用紙の大きさは、A列4番とすること。

第20号様式

表 面

← 12cm →	
<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">あへん監視員身分証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>厚生労働省(都道府県) 印</p>	<p>写 真 ち よ う 付 面</p>
↑ 8cm ↓	

裏 面

この証票を携帯する者は、あへん法第44条の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

あへん法抜粋

第44条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾燥若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所、麻薬の製造所若しくは研究施設その他あへん若しくはけしがらに関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑いのある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は

麻薬取締員若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾燥若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所、麻薬の研究施設その他あへん若しくはけしがらに関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑いのある物を収去させることができる。

3 前2項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第1項又は第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 (省略)